

## 社会福祉法人指導監査結果

- 1.指導監査実施日 平成26年11月19日（水）  
2.法人名称及び住所 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会  
鳥取市富安2丁目104-2  
3.実地・書面の別 実地検査  
4.監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課  
5.文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
II-2 資産管理の状況	法人登記の資産総額の変更登記が平成26年6月13日の登記となっていた。組合等登記令第6条第3項に基づき、資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2か月以内に行うこと。	
III-3 会計管理の状況	障害者福祉サービス等の利用料や社協会費及び寄付金等の現金収入の記帳が入金日となっていない日付で記載されている。現金出納帳管理を適正にすること。 さらに経理規定第20条の規定に基づき、収入を1日以内に金融機関へ入金されていない。経理規定に従って入金を行うか、実態にあわせた経理規定に変更すること。	
III-3 会計管理の状況	総勘定元帳において、収益事業の訪問介護と居宅介護支援事業について、普通預金残高がマイナスとなっており、年度内に精算されていない。経理区分間借入金及び経理区分間貸付金として適切に処理すること。	